

可児市指定給水装置工事事業者 様

可児市役所水道部水道課

## 行政手続における押印・署名の見直しについて

日頃から、可児市水道行政に格別なるご理解とご協力を賜りまして、ありがとうございます。  
さて、みだしのことについて、水道課では給水申請に使用する給水装置工事施工申請書及び指定給水工事事業者の申請及び届出で行われていました押印・署名が見直しされる事となりました。

つきましては、令和 4 年 1 月 1 日以降の申請は、下記の点が変更となりましたので、ご確認をお願いいたします。

### 記

#### ① 給水装置工事施工申請書における変更点

- ・申請者（所有者）欄・・・押印（認印）不要
- ・指定工事業者欄・・・・押印（登記印）不要
- ・同意書（個人）欄・・・・日付、住所、氏名は自署とし押印（認印）不要
- ・同意書（法人）欄・・・・押印（登記印）必要

#### ② 指定給水装置工事事業者の申請書（新規・更新）及び届出書（指定事項変更・主任技術者の選任、解任、廃止等）における変更点

- ・申請書、届出書及びそれらに係わる全ての添付書類の押印は不要です。  
但し、申請書及び変更届出書の添付書類で定款の写しが必要な場合の原本証明には代表者印が必要です。

※ 押印された書類についても、今まで通り受付けさせていただきます。

〈 担当・問い合わせ 〉

可児市役所 水道部 水道課 管理給水係

電 話(0574)62-1111 FAX(0574)63-4467